

《消防からのお知らせ》

新

事業所等

営業を始める方

必ず

事前相談

が必要です!

事前相談をせずに営業を開始した場合…

⚠ 重大な消防法令違反となる場合があります!

消防法令に違反すると…

岡崎市のホームページに公表する場合があります。

行政処分の対象となり、消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。

詳細はこちら

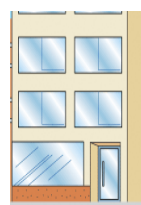


罰則規定一覧

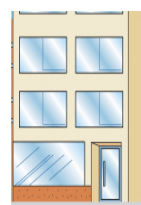


違反対象物公表制度

⚠ 消防法令違反となる場合の例



空室  
事務所  
事務所



飲食店  
事務所  
事務所

3階空テナントに飲食店が入居し、建物の用途が変わったことで、建物全体に自動火災報知設備等の設置及び防火管理者の選任が必要となった。

※実際に消防の立入検査で判明した事例となります。この他にも消防法令違反となるケースもありますので、必ず事前相談をお願いします。

事前相談先▶ 岡崎市消防本部予防課

☎ 0564-21-9860